

## シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 62 年）に基づき設立された営利を目的としない団体です。

現在、本市内には約 600 人のシルバー会員がおり、会員はセンターを通じて本市や企業、家庭などからの仕事を受け、地域社会の活性化、医療費や介護給付費の削減などに貢献しています。

令和 5 年（2023 年）10 月に、消費税において適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入される予定となっておりますが、同制度が導入されると、免税事業者であるシルバー会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はないことから、税負担確保のためには現状より 10%程度の値上げが必要となりますが、発注者の理解を得ることは難しく、センターへの発注が大幅に減少することが想定されます。このことはセンターの運営を困難にするだけでなく、会員への仕事の発注も減少することにつながります。

また、財源確保のために会員の配分金を大幅に削減することで対応することも考えられますが、人生 100 年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」により、現状においても低い配分金をさらに切り下げるとは、会員のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

このように、センターにとって新たな税負担はまさに運営上の死活問題となっております。

よって、国におかれましては、下記の事項を確実に実現されますよう強く要望します。

### 記

1. 消費税制度においては小規模事業者への配慮として、年間課税売上額が 1,000 万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないシルバー会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じられること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
経済産業大臣、内閣官房長官 】

## 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書(案)

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

### 記

1. 臨時の報酬改定(令和4年10月以降)において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
2. 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
3. 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：厚生労働大臣 】

## 公的・公立病院の再編統合の見直し、医療と公衆衛生の体制拡充を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の危機の中で、医師・看護師をはじめとした人員、医療機器の不足が極めて深刻になっています。

この背景には、医療提供体制の再編・縮小、医師・看護師をはじめとする医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた国の医療政策があります。

新たなウイルス感染症は、21世紀に入ってわずか20年の間にSARS、新型インフルエンザ、MERS、そして新型コロナウイルスと続いています。新たな感染症の危険性も指摘されています。

国民の命と健康、暮らしを守り、地域経済を支えていくうえで、医療・介護・福祉、公衆衛生の体制拡充は喫緊の課題です。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府に対し、次の通り強く要望します。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症への対応のためにも、公立・公的病院の再編統合を見直し、地域医療構想計画はいったん中止すること。
2. 新型感染症に対応する病床の設置等の体制強化を行うとともに、医師・看護師・介護職・保健師等の処遇改善、安定的確保に向け政策の抜本的な見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣 】